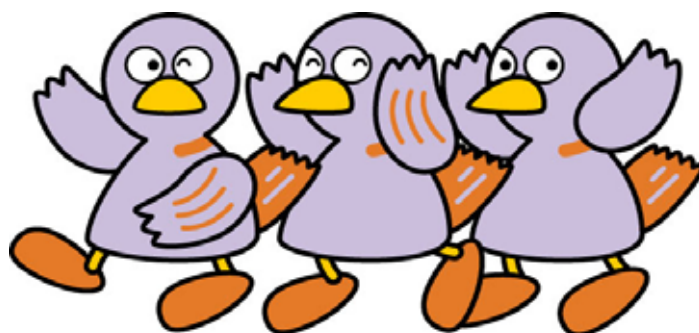


# 高齢者虐待対応ハンドブック改訂版

## ～ 判断基準等資料 22年1月～



埼玉県のマスコット **コバトン**

彩の国

 **埼玉県** SAITAMA PREFECTURE

# ハンドブックの改訂にあたって

本ハンドブックは、埼玉県の市町村高齢者虐待対応窓口の担当職員や、高齢者虐待対応業務にあたる地域包括支援センター職員が、高齢者虐待事例に対応する際の参考としていただくために作成しました。平成21年2月に発行しましたが、今回、内容を一部改訂するとともに施設における対応に係る資料を追加しました。

ご担当者の方々にお役立ていただければ幸いです。

## <目次>

<u>ハンドブックの使い方</u> . . . . .	1
<u>養護者による高齢者虐待への対応（市町村等における業務）</u>	
1 養護者による高齢者虐待への具体的な対応のフローチャート . . . . .	2
2 高齢者虐待・事実確認のための訪問基準 . . . . .	5
3 高齢者虐待・保護の検討基準 . . . . .	6
4 アセスメント票 . . . . .	7
5 支援計画書 . . . . .	10
6 支援経過記録票 . . . . .	12
7 支援会議記録票 . . . . .	14
8 支援評価票 . . . . .	16
<u>養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応（市町村等における業務）</u>	
9 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手法について . . . . .	18
<u>ハンドブック作成委員一覧</u> . . . . .	38

# ハンドブックの使い方

< 各判断基準資料等の使い方 >

## 1 養護者による高齢者虐待への具体的な対応のフローチャート（P 2）

虐待対応を行うにあたり、対応の一般的な流れを把握する際、活用してください。また、各段階での具体的な行動内容や市町村の権限行使が必要な場面もあわせて確認してください。

## 2 高齢者虐待・事実確認のための訪問基準（P 5）

相談・通報受理後、緊急性の判断や訪問調査・立入調査・警察署に対する援助要請を実施する際、活用してください。

## 3 高齢者虐待・保護の検討基準（P 6）

通報内容等の事実確認や高齢者の安全確認を行う際、活用してください。この際には、高齢者や養護者の状況を見ながら、当事者分離を行う事案か、在宅のままの支援で足りる事案か等を判断してください。

## 4 アセスメント票（P 7）

相談・通報受理時に入手した情報や、訪問調査により得られた情報等を記録しておく際、活用してください。

## 5 支援計画書（P 10）

高齢者に対する今後の支援方針等を決定し、記録しておく際、活用してください。

## 6 支援経過記録票（P 12）

事案支援のため関係者間での会議の際、活用してください。

## 7 支援会議記録票（P 14）

支援会議経過を時系列に整理する際、活用してください。

## 8 支援評価票（P 16）

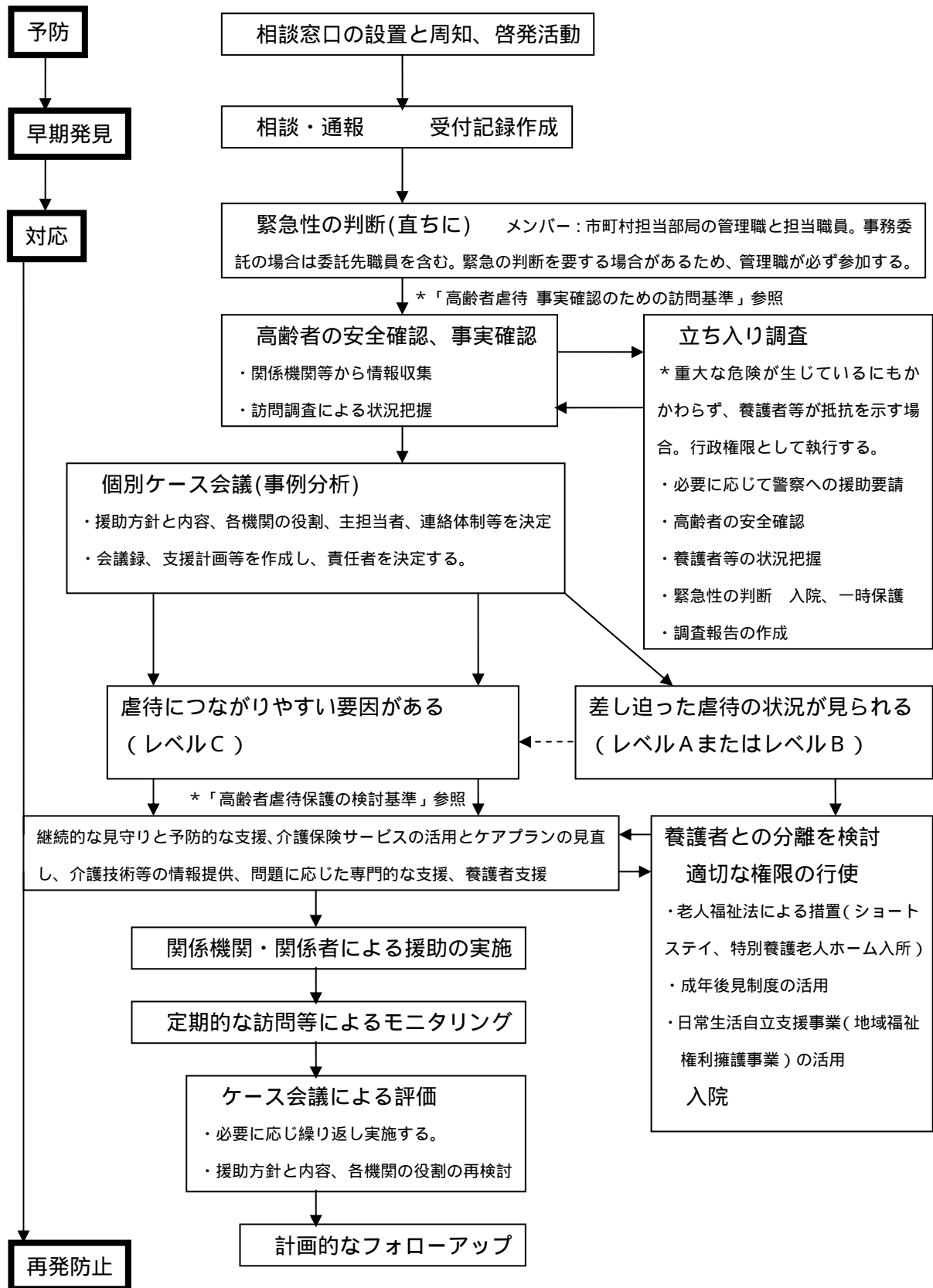
支援内容の評価を行うため整理しておく際、活用してください。

## 9 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手法について（P 18）

養介護施設・養介護事業従事者による高齢者虐待が発生した場合の手順、根拠法、参考様式が記載されていますので、活用してください。

# 養護者による高齢者虐待への対応（市町村等における業務）

## 1 養護者による高齢者虐待への具体的な対応のフローチャート



参考：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成18年4月 厚生労働省）

	対応項目	主な内容
予 防	相談窓口の設置と周知、啓発活動 (注釈参照・法第18条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口を明確にし、住民や関係機関に周知する。</li> <li>・高齢者虐待に関する知識・理解の啓発(注釈参照・24ページ)</li> <li>・認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発(24ページ)</li> <li>・通報(努力)義務の周知(25ページ)</li> </ul>
早 期 発 見	相談・通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人からの届出</li> <li>・家族・親族等からの相談による発見・通報</li> <li>・民生委員や地域住民等による発見・通報</li> <li>・医療機関、介護保険サービス従事者等による発見・通報</li> <li>・居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村の相談窓口や相談機関等による発見・通報</li> </ul>
対 応	緊急性の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付記録作成後(緊急時は形式的な受付記録の作成に先立ち)、個々の事例について、相談受理者が担当部局の管理職等に相談の上、直ちに判断を行う。</li> <li>・相談受理者が地域包括支援センター職員である場合は、地域包括支援センターにおいて緊急性の判断を行うとともに、市町村の担当部局に速やかに連絡する。(33ページ)</li> <li>・決定内容を会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存する。</li> </ul> <p>*緊急性があると判断した場合：高齢者の安全の確認、保護を優先し、早急に介入する。老人福祉法の規定による特別養護老人ホームへの入所措置、入院などを検討する。措置が必要と判断した場合は高齢者への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集など役割を分担し、即時対応する。(緊急性が高いと判断できる状況については34ページ。)</p>
	高齢者の安全確認、事実確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報を受けたときは、速やかに安全の確認その他事実確認を行う。(法第9条)</li> <li>・確認事項：虐待の種類、程度、事実と経過、安全確認、身体・精神・生活状況、養護者との関係、関係機関からの情報収集</li> <li>・できるだけ訪問して確認する。訪問調査の際、調査項目や内容は高齢者や養護者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を念頭に置いて柔軟に対応する。(44ページ)</li> <li>・生命の危険性が高く、時間的余裕がない場合は、安全確認と同時に本人の保護に向けて動きを開始する。その判断のために、通報内容等の情報から高齢者の医療の必要性が高いと予想される場合は、医療職が訪問に立ち会うことが望ましい。(47ページ)</li> </ul>

対 応	立ち入り調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき、立ち入り調査をすることができる。(法第11条)</li> <li>・立ち入り調査が可能なのは、市町村又は市町村直営の地域包括支援センターに限られる。(51ページ)</li> <li>・立ち入り調査の際、必要に応じて適切に、警察署長に対し援助を求めなければならない。(法第12条)</li> <li>・立ち入り調査執行後は調査記録を作成し、保存する。 (立ち入り調査が必要と判断される状況の例は52ページ)</li> </ul>
	個別ケース会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例対応メンバー、専門家チームへの参加要請</li> <li>・参加メンバーによる協議(アセスメント、援助方針の協議、支援内容の協議、関係機関の役割の明確化、主担当者の決定、連絡体制の確認)(58ページ)</li> <li>・会議録、支援計画の作成、確認</li> </ul>
	関係機関・関係者による援助の実施	<p>1 虐待発生の危険性もしくは兆候がある</p> <p>2 虐待が発生しているが既存の枠組みで対応が可能</p> <p>1、2の場合：継続的な見守りと予防的な支援。介護保険サービスの活用とケアプランの見直し、介護技術等の情報提供、問題に応じた専門的な支援、養護者支援。</p> <p>3 積極的な介入の必要性が高い(59ページ)</p> <p>3の場合：養護者との分離を検討。医療が必要な場合は入院を検討。</p> <p>適切な権限の行使・・・老人福祉法による措置(62ページ)、成年後見制度の活用(71ページ)、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の活用。(法第9条)</p>
	定期的な訪問等によるモニタリング(80ページ) ケース会議による評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主担当者の訪問、関係機関の職員からの情報収集など、関係機関が相互に連携し、情報の確認を行う。</li> <li>・情報の集約。共有化については個別ケース会議で決めておく。</li> <li>・状況の変化により支援方針の変更が必要な場合は、速やかに個別ケース会議を開催し、再アセスメント・支援方針の修正を行う。</li> </ul>
再発防止	計画的なフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や養護者が尊厳を保持し、安心して暮らせることをもって、ケース会議による評価をもとに援助が終結する。</li> <li>・終結後は、再発予防のために介護サービスの利用や地域の見守り、養護者支援(83ページ)等を継続する。ケース会議で継続支援の役割分担を明確にする。</li> </ul>

参考：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(平成18年4月 厚生労働省)

本表中の(      ページ)は、市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援についての引用箇所を指す。  
(法      条)の「法」は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律を指す。

## 2 高齢者虐待・事実確認のための訪問基準

### 24時間以内に高齢者の安否確認が必要と判断される基準

「養護者から暴力を受けている」、「うめき声や泣き声等を聞いた」という通報や相談が入った。

「必要な医療や介護等の世話を受けられず、やせ細り衰弱している」等という通報や相談が入った。

入院や医療的措置が必要にもかかわらず、養護者宅等に閉じこめられた状態であるとの通報や相談が入った。

施設入所しているのに、養護者が無理やり引き取り、その後、養護者による加害や安全が懸念されるという通報や相談が入った。

### 訪問のメンバー

市町村・地域包括支援センター職員・医療職・その他必要に応じメンバーを選定。

### 立ち入り調査が必要であると判断される基準

上記「24時間以内に安否確認が必要と判断される基準」～の通報を受けたが、養護者の拒否・接触困難によって、24時間以内の安否確認ができなかった。

養護者の言動や精神状況が不安定で一緒にいる高齢者の安否が懸念される。

その他、虐待を受けている可能性が高いにも関わらず、養護者が訪問に拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難である。

### 立ち入り調査のメンバー

上記「訪問のメンバー」に同じ。ただし、立ち入り、調査、質問等をする際、必要性を踏まえ、高齢者虐待防止法12条に基づく警察署長への援助要請を行う。

## 警察に対する援助要請の基準

### 緊急の場合を除き

事前に市町村長名の「高齢者虐待事案援助依頼書」を作成・提出し、警察署と事前協議を行う。この際には、立入調査時の対応方法や役割分担を検討する。

### 緊急の場合とは

たった今、養護者・高齢者の暴力、脅し、激しい興奮状態が見られる等の通報があり、援助依頼書等を作成し、事前協議等を行う時間的余裕がない場合で、緊急的に保護が必要な場合には、速やかに警察に援助を要請する。

### 緊急性が高い場合の援助要請の基準

生命が危険な状態にさらされている。

本人が保護救済を強く求めている。

確認はできないが の可能性が高い。

### 3 高齢者虐待・保護の検討基準

レベルA	高齢者の状況	すでに重大な結果を生じている。 頭部外傷（血腫、骨折）、腹部外傷、意識混濁、重度の褥そう、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺願望、その他
		高齢者自身が保護を求めている。
		「殺される」「（養護者）が怖い」「何も食べていない」等の訴えがあり、実際にその兆候が見られる。
		年金・預貯金等を搾取されたため電気・ガス・水道等がストップ、食料が底をついている。
		自宅から締め出され、長時間戸外で過ごしていることにより心身状況の悪化が見られる。
	養護者の状況	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある。
		「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがあり、切迫感がある。
他	暴力や世話の放棄を繰り返し、支援機関との接触・助言に応じないまま状況を悪化させている。	
レベルB	他	<その他>
	高齢者	今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られる。 頭部打撲、顔面打撲・腫脹、不自然な内出血、やけど、刺し傷、きわめて非衛生的、回復状態がさまざまな傷、極端なおびえ、軽度の脱水、低栄養・低血糖の疑い、入退院の繰り返し、その他
	養護者	高齢者に体調不良が見られても医療を受けさせず、そのままにしている。
	他	介護サービス利用料を3か月以上滞納しており、支払う意思も見られない。
レベルC	他	<その他>
	高齢者の状況	介護度が高いが、相応の医療・介護を受けていない。
		認知症・精神疾患による周辺症状が強く出ており、生活に支障をきたしている。 徘徊・昼夜逆転・頻繁な訴え・異食・弄便・大声・不快音・嘔みつき・引っ掻き蹴飛ばし等
	養護者の状況	性格に偏りがあるため、養護者と不仲となり孤立した状態である。
		精神疾患・アルコール依存症・知的障害等があるが、医療的管理をしていない。
		高齢者の年金等を管理していることにより、高齢者自身の生活に何らかの支障を与えている。
		高齢者に対し、日常的に冷淡・否定的な態度で接している。
		介護疲れが激しく、苛立っている。
		友人や親族等と疎遠で、相談相手がおらず孤独である。
	他	激昂しやすく、感情のコントロールができない。
他	<その他>	

レベルA・・・緊急分離、保護
レベルB・・・分離、保護を検討
レベルC・・・定期的な状況確認・支援 分離・保護の可能性の検討

1項目以上該当ありの場合、  
高いレベルの条件に従い支援を行う

首都大学東京 副田あけみ教授作成「高齢者虐待リスクアセスメントシート」様式を改変して作成  
(埼玉県福祉部高齢者福祉課作成)



## 4 アセスメント票 1

記入日： 年 月 日 記入者：

【相談者】氏名： 様		性別： 男 女		年齢： 歳(代)							
高齢者との関係(続柄)：		連絡先：									
把握動機・相談内容・虐待の状況：											
【被虐待者(疑)】氏名： 様		性別： 男 女		年齢： 歳(代)							
連絡先(住所&TEL等)：											
障害等認定	無	身障	療育	精神	難病 その他( )						
精神疾患	無	有( )			不明						
精神状況	うつ傾向		飲酒問題	性格のかたより	その他( )						
生活状況											
健康状態											
経済状況	国民年金	厚生年金	障害年金	生活保護	その他( )						
介護認定	未申請	申請中	非該当	要支( )	要介( )						
サービス利用	有	無(希望有・希望無し)		不明							
サービス内容	デイ( 回/週)	ショート( 回/月)	訪問看護( 回/週)	訪問介護( 回/週)	その他( )						
【家族の状況】											
氏名	続柄	同別居	年齢	職業の有無	健康状態 生活状況等						
【家族の構成図】											
キーパーソン：											
日常生活の状況	日常生活自立度：	自立	J1	J2	A1	A2	B1	B2	C1	C2	不明
	排泄：	自立	一部介助	全介助	介助状況( )						
	食事：	自立	一部介助	全介助	介助状況( )						
	入浴：	自立	一部介助	全介助	介助状況( )						
	更衣：	自立	一部介助	全介助	介助状況( )						
	移動：	自立	一部介助	全介助	介助状況( )						
	睡眠：	良好	やや不眠	不眠	その他( )						
コミュニケーション・感覚器の障害等：	無		有( )								
身体的観察所見	顔色( )	表情( )		やつれ( )							
	褥そうの有無(場所と程度： )										
	傷・けが・あざ・やけど等(場所と程度： )										
	湿疹・かぶれ( )			拘縮・麻痺( )			痛み( )				
	脱水( )			栄養不良( )			むくみ( )				
	発熱( )			意識の状態( )							

## 4 アセスメント票 2

記入日： 年 月 日 記入者：

認知症	認知症高齢者の自立度： 自立 a b a b M 不明
	判断能力： 問題あり( ) 問題なし( ) 不明 ( )
	被害念慮 作話 何回も同じ話をする 幻覚 感情の不安定 昼夜逆転 暴言暴行 大声を出す 介護への抵抗 徘徊 落ち着きがない 外出して戻らなくなる 収集癖 火の不始末 物や衣類を壊す 不潔行為 異食 性的な問題行動 その他( )
【養護者・虐待者(疑)】 氏名 様 性別： 男 女 年齢： 歳(代)	
被虐待者(疑)との続柄： 連絡先：	
障害等認定	
精神疾患 無 身障 療育 精神 難病	
精神状況 無 有( )	
生活状況 うつ傾向 飲酒問題 性格のかたより その他 ( )	
健康状態	
経済状況 国民年金 厚生年金 障害年金 生活保護 その他( )	
介護状況	主介護者 介護協力者 介護していない
	介護協力者： 有( ) 無
	介護負担： 身体的 精神的 経済的 その他： ( )
【虐待および虐待が疑われる状況について】	
1 虐待が疑われる状況やサイン	
虐待種類	内容 / 状況 ・ 態度 / 言動
身体的	叩く つねる・なぐる 新旧のあざ・傷・やけど・腫れ 意図的な薬の過剰服用 身体の拘束・抑制 あざ・傷の説明のつじつまがあわない・隠す 自由に外出させない
	おびえた表情や態度 「怖い」「痛い」「家にいたくない」「殴られる」などの言動 関係者に話すことをためらう 話す内容が変化する サービスの拒否
放棄・放任	住環境が劣悪(異臭、不潔、乱雑) 不潔な衣類や寝具 身体の異臭や極端な汚れ 脱水 栄養不良(やせが目立つ、極端な体重減少、極端に偏った食事) 意識の低下(眠りがち、声かけに反応しないなど) 低血糖(ふるえ、冷汗、動悸など)
	家族が受診を拒否 家族がサービスを拒否 家族が関係者と会うのを避ける・話したがらない・拒否的・専門家に責任転嫁する
心理的	怒鳴る ののしる 悪口を言う 侮辱を込めて子どものように扱う 無視する 拒否する 急激な体重減少 拒食や過食 不眠・不規則な睡眠
	無気力な表情 なげやりな態度 無表情 家族の登場により急な態度や表情の変化
性的	下半身を裸にして放置する キス・性器への接触・セックスを強要する 肛門・性器の傷・出血・かゆみや痛みの訴え
	おびえた表情 怖がる 人目を避ける 不自然な歩行 座位を保つことが困難
経済的	日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない 年金や預貯金を勝手に使用する 年金通帳・預貯金通帳がない 通帳から勝手にお金が引き落とされる

## 4 アセスメント票 3

記入日： 年 月 日 記入者：

その他 ( )

### 2 虐待の要因と思われること

高齢者側の問題	養護者側の問題	その他の問題
加齢や疾病等によるADL低下 認知症の発症・悪化 養護者との人間関係 判断力の低下 金銭の管理能力の低下 経済的問題 人格・性格のかたより 精神的に不安定な状態 身の回りのことができない 相談者がいない その他( )	高齢者との人間関係 介護負担による心身のストレス 金銭の管理能力がない 精神的に不安定、潔癖症等 アルコールやギャンブル依存等 経済的問題(借金、浪費癖、無収入等) 人格・性格のかたより 相談者がいない 他の疾病・障害など その他( )	親族との関係の悪さ・孤立 近隣や社会との関係の悪さ・孤立 家族の力関係の変化(主要人物の死亡など) 家屋の老朽化・不衛生 人通りの少ない環境 暴力の世代間・家族間連鎖 その他( )

### 3 被虐待者の虐待に対する意思表示の有無・訴え・思い

虐待のことを話す、何らかのサインがある 隠そうとする 何の反応もない わからない

その他 ( )

被虐待者の訴え・思い: ( )

### 4 養護者の虐待の自覚の有無・訴え・思い

かなり自覚がある 少し自覚がある 自覚はない わからない

その他 ( )

虐待者の訴え・思い: ( )

### 【支援資源と見通しについて】

#### 1 虐待者・被虐待者と親戚／近隣／地域との交流・関係性、相談・支援の有無

親戚： 関係はよい【キーパーソンは？( )】 悪い( )

その他 ( )

近隣： 関係はよい【キーパーソンは？( )】 悪い( )

その他 ( )

これまでの相談・支援の有無

相談したことがある【誰に？( )】【結果は？( )】

支援を受けたことがある【誰・どこから？( )】【結果は？( )】

地域ネットワークで活用できる機関・施設

医療機関 法的機関 警察 その他( )

#### 2 見通し

比較的容易である : (福祉・介護サービスの導入等で解決、改善する可能性が高い)

かなりの支援が必要である : (複数の機関による働きかけ、長期間にわたる関わりが必要)

その他 : ( )

**5 支援計画書**

長期目標：

記入日

年 月 日

記入者

支援目標 (短期目標)	支援機関・担当者	支援内容 / 実施時期	評価時期 評価指標

支援計画書 長期目標：（本人への虐待の解決と、養護者である息子の経済的自立）  
 （記入例とポイント） 記入日 年 月 日 記入者

支援目標 (短期目標)	支援機関・担当者	支援内容 / 実施時期	評価時期 評価指標
	<p>誰が？                      どの機関が？                      誰(どこ)と？                      誰(どこ)の責任で？</p>	<p>いつまでに何をするのか？                      どのように？                      どのような順序で？                      どのような優先度で？                      個々の支援行為がどのような虐待に、どのように影響する予定か？                      どのような見通しで？</p>	<p>いつの時点で？                      どのくらいの頻度で？                      何を基準として？                      誰が？                      何をゴールとして(どこまで達成できれば 100%の達成、どこまでなら70%の達成なのか)？                      評価するかを明確にする。</p>

【共通の評価ポイント】

- 緊急性と危険性の判断
- 予定通り虐待が軽減ないし解消しているか？
- 被虐待者の心身の健康・生活・人権が守られているか？
- 加害者の心身の健康・生活・人権は守られているか？
- 家族全体の機能状態は改善しているか？
- 支援のための更なるネットワークの強化、拡大の必要性があるか？
- キーパーソンや支援者(主要担当者)の変更の必要性、また、彼らの支援の準備性はOKか？
- 計画の修正ないし新たな支援目標の立案の必要性があるか？

## 6 支援経過記録票

No. \_\_\_\_\_

年 月 日	状況	支援と経過	評価&計画
<p>【現段階の虐待の種類とレベル】 身体的虐待（重症・中・軽） 放棄・放任（重症・中・軽）            心理的虐待（重症・中・軽） 性的虐待（重症・中・軽） 経済的虐待（重症・中・軽）            その他（ ）（重症・中・軽）</p> <p>【大まかな方針】</p> <p>【具体的な目標】</p> <p>【被虐待者の希望・思い（目指す状態像）】</p> <p>【虐待者の希望・思い（目指す状態像）】</p>			

支援経過記録票（記入例とポイント）

No.

年 月 日	状況	支援と経過	評価&計画
いつ？	<p>「誰」が「どのような状況」で、「何に」困っているのか？                  それに対して、「誰（どこ）」が、「何」を目的にかかわろうとしている状況なのか（誰も、どこも関われない状況なのか）？                  可能性ある支援資源の有無と、資源開拓の可能性の有無                  支援の有効性の見通し                  将来望ましくない方向に進んだ時の見通し（リスクアセスメント）                  被虐待者および虐待者の QOL、健康状態、精神状態、家族機能の状態等  <u>少なくとも以上の内容は含むこと！</u></p>	<p>誰（どこの機関）が、何を目的に何をしたのか（何をしていないのか）？                  その結果、被虐待者および虐待者の状態がどう変化しつつあるのか（変化しないのか）？                  支援者や関係者に何が起りつつあるのか（何も動いていないのか）？                  関連機関との連携やネットワークにどのような変化が生じているか（生じていないのか）？</p>	<p>深刻な状況になっている                  深刻な状況になる可能性がある（新たな対策を立案する必要がある）                  深刻ではないが決して改善はしていない（このまま支援を続行してモニタリングを強化する）                  改善傾向が認められる（支援は現状維持）                  明らかに改善してきている（支援内容の変更・経過観察）                  改善した・目標達成（支援は終了、定期的なモニタリングのみ）</p>
<p>【現段階の虐待の種類とレベル】                  心理的虐待（重症・中・軽）                  その他（</p>	<p>身体的虐待（重症・中・軽）                  性的虐待（重症・中・軽）                  ）（重症・中・軽）</p>	<p>放棄・放任（重症・中・軽）                  経済的虐待（重症・中・軽）</p>	<p>【大まかな方針】                  【具体的な目標】</p> <p>【被虐待者の希望・思い（目指す状態像）】殴られるのは怖い、息子とは離れたくない。                  【虐待者の希望・思い（目指す状態像）】本人の介護は自分がしたい。ただ、職がないのが困る。</p>

## 7 支援会議記録票

高齢者本人		開催日時 _____年 ____月 ____日 ( ____ : ____ ~ ____ : ____ )		
場所:		記録者:		
	所属	氏名	所属	氏名
出席者				
【検討事項】 (問題・課題の確認)	【支援方針】 (支援の方向性の確認)	【支援方法】 (担当者・各役割の明確化)		【評価方法】 (時期・指標・評価者)
備考		次回会議の時期と場所、参加予定者		



## 支援会議記録票（記入例とポイント）

高齢者本人		開催日時 _____ 年 ____ 月 ____ 日 ( ____ : ____ ~ ____ : ____ )		
場所:		記録者:		
	所属	氏名	所属	氏名
出席者				
<b>【検討事項】</b> (問題・課題の確認)  対象ケースにどのような問題・課題があるのかを、出席者全員でディスカッションする。それらを共有して、問題点と課題の重要性と緊急性(優先度)を整理する。	<b>【支援方針】</b> (支援の方向性の確認)  優先度の高い解決すべき問題(課題)を見定めて、どのような方向にもっていくのか、大まかな方向性を確認・共有する。	<b>【支援方法】</b> (担当者・各役割の明確化)  具体的な支援方法を確認・共有する。その際に必ず1つの方法について一人の責任者(モニター役)を決めて、共有する。	<b>【評価方法】</b> (時期・指標・評価者)  各支援対策について、評価時期を決定する。誰が何を指標として評価するのかを確認する。たとえば「A 評価リストの B の項目をもって評価する」など。評価結果が少なくともどのレベルになっていることを目指すのか、を決めておくことが重要。	
備考		次回会議の時期と場所、参加予定者		

## 8 支援評価票

記入日： 年 月 日 記入者：

### 1 援助内容

サービスの導入 サービスの追加 専門的な支援 養護者支援 見守り その他( )  
 養護者との分離

【内容： 入院 介護保険によるサービス 措置( ショートステイ 特養 その他( ) )】

### 2 虐待のレベル

レベルA レベルB レベルC その他( )

### 3 行われた虐待の種類と対応

虐待の種類	虐待の具体的な内容と対応	
身体的	具体的な内容	
	対応状況	
放棄・放任	具体的な内容	
	対応状況	
心理的	具体的な内容	
	対応状況	
性的	具体的な内容	
	対応状況	
経済的	具体的な内容	
	対応状況	
その他	具体的な内容	
	対応状況	

### 4 今後の支援目標・支援内容

### 5 支援・ネットワークの変化

### 6 担当者・関係者の思い・状況の変化

# 支援評価票（記入例）

記入日： 年 月 日 記入者

## 1 援助内容

サービスの導入 サービスの追加  専門的な支援 養護者支援 見守り その他( )  
 養護者との分離

【内容： 入院 介護保険によるサービス  措置( ショートステイ 特養 その他( ))】

## 2 虐待のレベル

レベルA レベルB レベルC その他( )

## 3 行われた虐待の種類と対応

虐待の種類	虐待の具体的な内容と対応	
身体的	具体的な内容	養護者に日常的に殴られているようす。首に絞められたようなアザがある。
	対応状況	医師に診断を受けた。首のアザは絞められた痕跡である可能性が高いとのこと。被虐待者の生命の危険性が高いため、市内特養のショートステイに措置入所させた。
放棄・放任	具体的な内容	養護者が食事を与えていないようす。ここ3か月のうちに、体重が8キログラム減少した。
	対応状況	医師の診断を受けた。血液検査の結果、栄養失調状態であることが判明。以前より食事の管理に対し養護者を説得するも聞き入れられず。危険なため市内特養に措置入所させた。
心理的	具体的な内容	養護者が本人の目の前で「早く死ねばいいのに」という。
	対応状況	
性的	具体的な内容	おむつ交換が面倒だからと、養護者が本人の下半身を丸出しにしたまま寝かせている。
	対応状況	
経済的	具体的な内容	年金をすべて養護者が使ってしまう為、本人の食料品、日用品、医療、介護すべてに支障がある。又、デイサービスの利用料を6か月滞納したので、サービスの打ち切りが決定した。
	対応状況	サービスを打ち切られると、第三者による見守りができないため、分離し、市内特養に措置入所させた。あわせて成年後見市長申し立てを行うことを検討する。
その他	具体的な内容	養護者は毎日市役所に来庁。「母親を帰せ！居場所を教えろ！」と職員を脅す。
	対応状況	高齢者虐待防止法13条の面会制限を継続し、養護者に被虐待者の居場所を知らせない。今後、庁内で危険な行為に及んだ場合に備え、事前に警察署に情報を伝えておく。

## 4 今後の支援目標・支援内容

養護者に精神疾患が疑われるため、保健所と連携して精神科受診に結び付けたい。養護者の状況が改善されるまで被虐待者は自宅に戻さない方向としたい。又、長期入所の可能性に備え、認知症の被虐待者が施設入所契約ができるよう成年後見市長申し立てを検討する。

## 5 支援・ネットワークの変化

市役所・包括・サービス事業所の連携からのスタートだったが、現在は医師・保健所・特養ホームが加わり、措置入所期間の共同の見守り方法と今後の支援方法を共有している。

## 6 担当者・関係者の思い・状況の変化

当初、在宅での生活の可能性を探していたが、ここにきて状況が悪化したため一度分離することとなった。今後、養護者の支援がどこまでできるのかが大きな課題だと感じている。

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応（市町村等における業務）

### 9 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手法について

#### 1 「養介護施設従事者等」の定義

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

（出典・「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」平成18年4月 厚生労働省）

#### 2 具体的な対応の流れ 参考1参照

通報を受けたとき

被虐待高齢者・虐待者は誰なのか・・・できるだけ匿名でなく、具体名で。いつ、どんな状況で、どんな虐待か・・・可能な限り詳細に聞き取る。

「虐待がある」ことに一応の合理性を確認する

（虚偽や過失の通報で、通報者が責任を問われることを防止する）

通報内容の検討

緊急性の判断

事実確認調査を行うための準備

- ・・・調査方法・調査日・調査メンバー・役割分担等の決定等

訪問調査等による事実確認について

当該施設・事業所の所在地の市町村担当課が所管。

調査の根拠法令

**高齢者虐待防止法第24条・通報等を受けた場合の措置**

市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届け出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

## 介護保険法第23条・文書の提出等

市長村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む)、若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む)をいう。以下同じ)を担当する者若しくは保険給付に係る第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者(第24条の2第1項第1号において、「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

その他、介護保険法第76条第1項、第78条の6第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第112条第1項、第115条の6第1項、第115条の15第1項、第115条の24第1項の活用を必要に応じ検討する。

参考2参照

調査時の具体的手順・・・参考3・4参照

調査終了後

記録のまとめ・ケース会議の開催(虐待か、否かの判断)

虐待があったと認められた場合

- ・国の様式に基づいた報告書の作成 参考5参照
- ・施設・事業者への指導方針の決定

虐待であると確認できなかった場合

- ・施設に対する指導、助言
- ・追加調査等が必要な場合、県に協力依頼も可能

## 3 公表

市町村や都道府県による事実確認の結果、「養介護施設従事者等による高齢者虐待が行われていたと認められた事例」について、都道府県は以下の項目を公表する。

高齢者虐待の状況

- ・被虐待者の状況

(性別、年齢階級、心身の状態像他)

- ・高齢者虐待の類型

(身体的虐待、介護・世話の放棄放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)

高齢者虐待に対して取った措置

その他の事項

- ・施設、事業所の種別類型
- ・虐待を行った養介護施設従事者等の職種

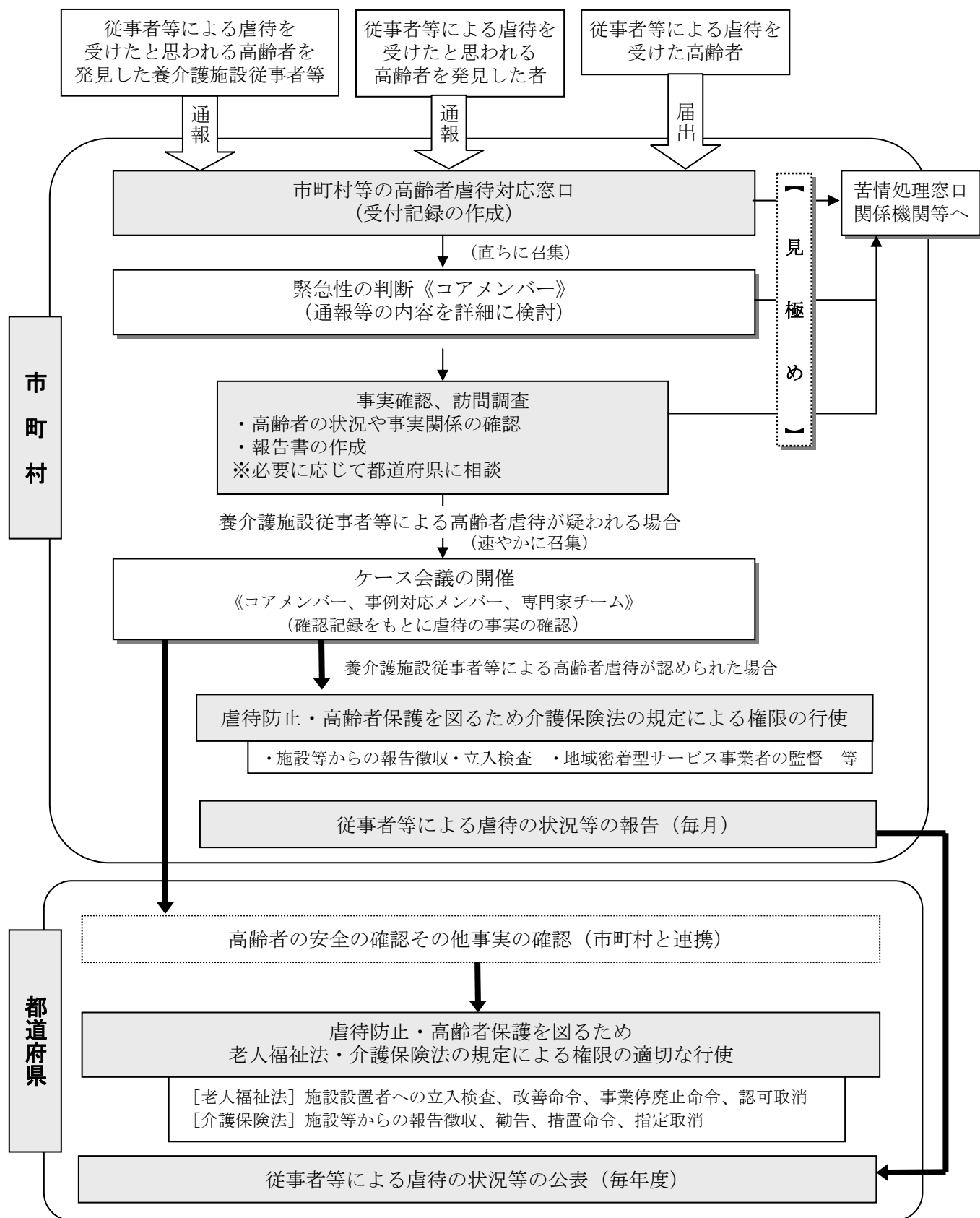
埼玉県では年に一度、国の調査結果発表に伴い、県内版を発表。その際併せ公表を行っている（県ホームページに掲載あり）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BC00/gyakutai/gyakutai.htm>

- 18年度分 19年9月発表
- 19年度分 20年10月発表
- 20年度分 21年11月発表

国の調査様式・・・参考6

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応



## 参考2

### 【別表】老人福祉法・介護保険法による権限規定

老人福祉法	第18条	都道府県知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長に対する報告徴収・立入検査等
	第18条の2	都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令
	第19条	都道府県知事	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業廃止命令、認可取消
	第29条	都道府県知事	有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収・立入検査等 有料老人ホーム設置者に対する改善命令
介護保険法	第76条	都道府県知事・市町村長	指定居宅サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第76条の2	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第77条	都道府県知事	指定居宅サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第78条の6	市町村長	指定地域密着型サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第78条の8	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第78条の9	市町村長	指定地域密着型サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第83条	都道府県知事・市町村長	指定居宅介護支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第83条の2	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第84条	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者の指定取消・指定の効力停止
	第90条	都道府県知事・市町村長	指定介護老人福祉施設開設者等（施設の長、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第91条の2	都道府県知事	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第92条	都道府県知事	指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止
	第100条	都道府県知事・市町村長	介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等
	第103条	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第104条	都道府県知事	介護老人保健施設の許可取消・許可の効力停止
	第112条	都道府県知事・市町村長	指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等
	第113条の2	都道府県知事	指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第114条	都道府県知事	指定介護療養型医療施設の指定取消・指定の効力停止
	第115条の6	都道府県知事・市町村長	指定介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の7	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第115条の8	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第115条の15	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の16	市町村長	指定地域密着型介護サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第115条の17	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第115条の24	市町村長	指定介護予防支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の25	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
第115条の26	市町村長	指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止	



## 1) 調査項目

### ア. 高齢者本人への調査項目

- ①虐待の種類や程度
- ②虐待の事実と経過
- ③高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握
  - ・安全確認・・・関わりのある養介護施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で高齢者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
  - ・身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
  - ・精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、高齢者の様子を記録する。
  - ・生活環境・・・高齢者が生活している居室等の生活環境を記録する。
- ④サービス利用状況
- ⑤高齢者の生活状況等
- ⑥その他必要事項

### イ. 養介護施設・養介護事業所への調査項目例

- ①当該高齢者に対するサービス提供状況
- ②虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④職員の勤務体制
- ⑤その他必要事項

## 2) 調査を行う際の留意事項

### ○複数職員による訪問調査

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。

### ○医療職の立ち会い

通報等の内容から高齢者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

○高齢者、養介護施設・養介護事業所への十分な説明

調査にあたっては、高齢者及び養介護施設・養介護事業所に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・訪問の目的について
- ・職務について・・・・・・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・調査事項について・・・・・・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・高齢者の権利について・・高齢者の尊厳の保持は基本的人権であり、老人福祉法や介護保険法、高齢者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市町村がとり得る措置に関する説明

○高齢者や養介護施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、高齢者や養介護施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。

### 3) 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる高齢者、虐待を行った疑いのある養介護施設従事者等、所属する養介護施設・養介護事業所に対する調査を終えた後、調査報告書を作成して管理職の確認をとります。

ここで、高齢者虐待の疑いが認められない事例に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

### 4) 個別ケース会議の開催

調査の結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた場合には、高齢者本人や養介護施設・養介護事業所への対応方針等を協議します。

## 確認調書

- 1 日 時
- 2 場 所
- 3 根 拠
- 4 施設側立会者
- 5 行政側対応者
- 6 質問事項

質問 1	
回 答	
質問 2	
回 答	
質問 3	
回 答	

確認日	平成 年 月 日
回答者	上記のとおり相違ありません。 役職 氏名

# 参考5

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）

本件は、各市町村において事実確認を行った事案

養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた事案である。

特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。

更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

(注) (※) 印の項目については、不明の場合には記載しなくてもよい。

1 養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名称 : \_\_\_\_\_

・サービス種別 : \_\_\_\_\_

(事業者番号 : \_\_\_\_\_)

・所在地 : \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢階級及び要介護度その他の心身の状況

性 別	男 ・ 女	年齢階級 <sup>※</sup>	
要介護度等	要支援	1 2	
	要介護	1 2 3 4 5	
	その他		
心身の状況			

※ 該当する番号を記載すること

1 65～69 歳	2 70～74 歳	3 75～79 歳	4 80～84 歳
5 85～89 歳	6 90～94 歳	7 95～99 歳	8 100 歳以上

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待	介護・世話の放棄・放任
	心理的虐待	性的虐待
	その他 ( _____ )	経済的虐待
虐待の内容		
発生要因		

4 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名(※)	生年月日(※)
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)	

5 市町村が行った対応

施設等に対する指導  
 施設等からの改善計画の提出依頼  
 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導  
 (主として地域密着型サービスについて) 介護保険法の規定に基づく勧告・命令・処分  
 その他(具体的に記載すること)

( )

6 虐待を行った養介護施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

施設等からの改善計画の提出  
 介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応  
 その他(具体的に記載すること)

( )

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第22条第1項の規定に基づき、上記の通り報告する。

平成 年 月 日

〇〇〇 都道府県(担当課名)

市長村長名

市町村  
長 印

# 参考6

## 【市区町村調査 A票】

### 市区町村における高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査票（A票）

記入者	所属課	
	氏名	
	連絡先電話番号	
	メールアドレス	

注：太枠が入力欄です。

#### 問 市区町村の概況と対応担当窓口について

1) 市区町村名		(	都・道・府・県)	
2) 市区町村の人口		人 (平成	年 月 日現在)	
3) 市区町村の65歳以上人口		人 (平成	年 月 日現在)	
4) 地域包括支援センターの運営の状況 (平成21年3月31日現在)	a) 直営のみ	1.該当	0.非該当	0
	b) 委託のみ	1.該当	0.非該当	0
	c) 直営と委託の両方	1.該当	0.非該当	0
5) 地域包括支援センターへの事務の委託状況  4)が a)直営のみ の場合は 全て0を選択	a) 相談、指導及び助言	1.委託あり	0.委託なし	0
	b) 通報又は届出の受理	1.委託あり	0.委託なし	0
	c) 高齢者の安全の確認、通報又は届出に係る事実確認のための措置	1.委託あり	0.委託なし	0
	d) 養護者の負担軽減のための措置	1.委託あり	0.委託なし	0
6) 担当窓口がある部・課等の名称、連絡先等	a) 名称			
	b) 電話			
	c) ファクシミリ			

【市区町村調査 B票】

市区町村名

市区町村における高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査票（B票）  
～ 養介護施設従事者等による虐待について～

注：太枠が入力欄です。網掛け部分は入力しないこと。

問1	相談・通報受理件数		件	
問2	相談・通報者 (重複可)	a) 本人による届出	人	
		b) 家族・親族	人	
		c) 当該施設・事業所職員	人	
		d) 当該施設・事業所元職員	人	
		e) 医師	人	
		f) 介護支援専門員	人	
		g) 国民健康保険団体連合会	人	
		h) 都道府県から連絡	人	
		i) その他	人	
		j) 不明（匿名を含む）	人	
問3	事実確認調査状況	a) 事実確認調査を行った事例 (a-2)+(a-3)+(a-4)	0 件	
		結果の内訳	a-2) 虐待の事実が認められた事例	件
			a-3) 虐待の事実が認められなかった事例	件
			a-4) 虐待の事実の判断に至らなかった事例	件
		b) 事実確認調査を行っていない事例 (b-2)+(b-3)+(b-4)+(b-5)	0 件	
		理由の内訳	b-2) 相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	件
			b-3) 後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	件
b-4) 都道府県へ事実確認調査を依頼	件			
b-5) その他	件			
c) 合計 (問3 a+問3 b)	0 件			
問4	問3で事実確認調査の対象となった養介護施設・事業所の種別	a) 養護老人ホーム	件	
		b) 有料老人ホーム	件	
		c) 軽費老人ホーム	件	
		d) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	件	
		e) 介護老人保健施設	件	
		f) 介護療養型医療施設	件	
		g) 地域密着型介護老人福祉施設	件	
	(次ページへつづく)	h) 地域密着型特定施設	件	

【市区町村調査 B票】

問4 (続き)	問3で事実確認調査の対象となった養介護施設・事業所の種別 (続き)	i) 訪問介護、訪問入浴介護		件	
		j) 訪問看護、訪問リハビリテーション		件	
		k) 通所介護、通所リハビリテーション		件	
		l) 短期入所施設（生活介護、療養介護）		件	
		m) 小規模多機能型居宅介護		件	
		n) 夜間対応型訪問介護		件	
		o) 認知症対応型通所介護		件	
		p) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		件	
		q) 居宅介護支援事業所		件	
		r) その他		件	
		s) 合計（問3 aと一致）	0	件	
問5	都道府県への通報状況	a) 虐待の事実が認められた事例	0	件	
		b) 更に都道府県と共同して事実確認を行う必要がある事例	0	件	
		内訳	b-1) 市町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例		件
			b-2) 市町村で事実確認調査ができず、都道府県に調査を依頼した事例	0	件
		c) 合計	0	件	



# 【市区町村調査（票）】

市区町村名：  
\_\_\_\_\_

## 市区町村における高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査票（票） ～ 養護者による虐待について～

**注：太枠が入力欄です。網掛け部分は入力しないこと。**

問1	相談・通報受理件数			件
問2	相談・通報者 (重複可)	a) 介護支援専門員・介護保険事業所職員		人
		b) 近隣住民・知人		人
		c) 民生委員		人
		d) 被虐待者本人		人
		e) 家族・親族		人
		f) 虐待者自身		人
		g) 当該市区町村行政職員		人
		h) 警察		人
		i) その他		人
		j) 不明（匿名を含む）		人
		問3	事実確認の状況	a) 事実確認調査を行った事例
a-1) 立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例				件
a-1-1) 訪問調査により事実確認調査を行った事例				件
a-1-2) 関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例				件
a-2) 立入調査により事実確認調査を行った事例				件
a-2-1) (立入調査のうち)警察が同行した事例				件
a-2-2) (立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例				件
b) 事実確認調査を行っていない事例	0			件
b-1) 相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例				件
b-2) 相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例				件
c) 合計 (問3 a+問3 b)			0	件
問4	事実確認調査の結果	a) 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例		件
		b) 虐待ではないと判断した事例		件
		c) 虐待の判断に至らなかった事例		件
		d) 合計 (問4 a +問4 b +問4 c = 問3 a)		0
問5	虐待の種別・ 類型(重複可)	a) 身体的虐待		件
		b) 介護・世話の放棄、放任		件
		c) 心理的虐待		件
		d) 性的虐待		件
		e) 経済的虐待		件

【市区町村調査（票）】

問 6	1) 被虐待者性別	a) 男性		人
		b) 女性		人
		c) 不明		人
		d) 合計	0	人
	2) 被虐待者の年齢	a) 65～69歳		人
		b) 70～74歳		人
		c) 75～79歳		人
		d) 80～84歳		人
		e) 85～89歳		人
		f) 90歳以上		人
		g) 不明		人
		h) 合計	0	人
	3) 被虐待者の介護保険の申請	a) 未申請		人
		b) 申請中		人
		c) 認定済み		人
		d) 認定非該当（自立）		人
		e) 不明		人
		f) 合計	0	人
	4) 介護保険認定済み者の要支援・要介護状態区分	a) 要支援1		人
		b) 要支援2		人
		c) 要介護1		人
		d) 要介護2		人
		e) 要介護3		人
		f) 要介護4		人
		g) 要介護5		人
		h) 不明		人
		i) 合計	0	人
	5) 介護保険認定済み者の認知症日常生活自立度	a) 自立または認知症なし		人
b) 自立度			人	
c) 自立度			人	
d) 自立度			人	
e) 自立度			人	
f) 自立度M			人	
g) 認知症あるが自立度は不明			人	
h) 認知症の有無が不明			人	
i) 合計		0	人	
6) 虐待者との同居・別居	a) 虐待者と同居		件	
	b) 虐待者と別居		件	
	c) その他		件	
	d) 不明		件	
	e) 合計	0	件	

【市区町村調査（票）】

問6 (続き)	7) 世帯構成	a) 単身世帯		件
		b) 夫婦二世帯		件
		c) 未婚の子と同一世帯		件
		d) 既婚の子と同一世帯		件
		e) その他		件
		f) 不明		件
		g) 合計	0	件
	8) 被虐待者から 見た虐待者の 続柄(重複可)	a) 夫		人
		b) 妻		人
		c) 息子		人
		d) 娘		人
		e) 息子の配偶者(嫁)		人
		f) 娘の配偶者(婿)		人
		g) 兄弟姉妹		人
		h) 孫		人
		i) その他		人
		j) 不明		人

**【市区町村調査（票）】**

		虐待への対応策	
問 7	1) 分離の有無	a) 被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	件
		b) 被虐待者と虐待者を分離していない事例	件
		c) 被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	件
		d) 現在対応について検討・調整中の事例	件
		e) その他	件
		f) 合計	0 件
		2) 分離を行った事例の対応の内訳	a) 契約による介護保険サービスの利用
	b) 老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置 b-2) (上記のうち)面会の制限を行った事例		件
	c) 緊急一時保護		件
	d) 医療機関への一時入院		件
	e) その他		件
	f) 合計 (問7 1)-a) + 問7 1)-c))		0 件
	3) 分離していない事例の対応の内訳 (g を除き重複可)		a) 養護者に対する助言・指導
		b) 養護者が介護負担軽減のための事業に参加	件
		c) 被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	件
		d) 既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	件
		e) 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	件
		f) その他	件
		g) 見守りのみ	件
	4) 権利擁護に関する対応	a) 成年後見制度利用開始済	件
b) 成年後見制度利用手続き中		件	
c) 上記 a,b) のうち市区町村長申し立ての事例		件	
d) 日常生活自立支援事業の利用		件	

市区町村における高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査票（D票）  
～ 対応のための体制整備等について～

注：太枠が入力欄です。

問1	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（窓口設置後） 1. 実施済み                      0. 未実施 問1 が2. 未実施の場合、その理由	
問2	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（平成20年度中の実施状況） 1. 実施                              0. 未実施	
問3	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成 1. 実施済み                      0. 未実施	
問4	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修 1. 実施済み                      0. 未実施	
問5	高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動 1. 実施済み                      0. 未実施	
問6	居宅介護サービス事業者に法について周知 1. 実施済み                      0. 未実施	
問7	介護保険施設に法について周知 1. 実施済み                      0. 未実施	
問8	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組 1. 既に取り組んでいる。                      0. まだ取り組んでいない。	
問9	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組 1. 既に取り組んでいる。                      0. まだ取り組んでいない。	
問10	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組 1. 既に取り組んでいる。                      0. まだ取り組んでいない。	
問11	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化 1. 既に取り組んでいる。                      0. まだ取り組んでいない。	
問12	法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議 1. 実施済み                      0. 未実施	
問13	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整 1. 実施済み                      0. 未実施	

(市区町村調査 E票)

市区町村名 \_\_\_\_\_

虐待等による死亡事例の調査票 (E票)

注: 太枠が入力欄です。

問1	事件発生(又は発見)年月日	平成 年 月 日		
問2	事件形態	1) 養護者による被養護者の殺人 2) 養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死 3) 養護者のネグレクトによる被養護者の致死 4) 心中(養護者、被養護者とも死亡) 5) その他 (具体的内容を下欄に記載)		
問3	養護者と被養護者の同居・別居 (被養護者からみて)	1) 養護者とのみ同居 2) 養護者及び他家族と同居 3) 養護者と別居 4) その他 (具体的内容を下欄に記載) 5)不明		
問4	養護者の 状況	a) 性別	1) 男 2) 女	
		b) 年齢	1) 40歳未満 2) 40-49歳 3) 50-59歳 4) 60-69歳 5) 70歳以上	
		c) 続柄(被養護者から みて)	1) 夫 2) 妻 3) 息子 4) 娘 5) 息子の配偶者(嫁) 6) 娘の配偶者(婿) 7) 兄弟姉妹 8) その他 (具体的内容を下欄に記載) 9) 不明 (理由を下欄に記載)	
		d) 他の養護者の有無	1) 有 2) 無 3) 不明 「2)有」の場合 人数 人数不明の場合は「不明」と記入	
問5	被養護者の 状況	a) 性別	1) 男 2) 女	
		b) 年齢	1) 65-69歳 2) 70-74歳 3) 75-79歳 4) 80-84歳 5) 85-89歳 6) 90歳以上	
		c) 要介護度	1) 要支援1 2) 要支援2 3) 要介護1 4) 要介護2 5) 要介護3 6) 要介護4 7) 要介護5 8) 自立 9)不明	
		d) 認知症の有無	1) 有 2) 無 3) 不明 「1)有」の場合の日常生活自立度 1) 2) 3) 4) 5) M 6) 不明	
問6	事件前の 行政サー ビス等の 利用	a) 介護保険サービスの 利用	1) 有 2) 無 3) 不明 「1)有」の場合、具体的に	
		b) 医療機関の利用	1) 有 2) 無 3) 不明	
		c) 行政への相談	1) 有 2) 無 3) 不明	

(市区町村調査 E票)

問7	事件の原因として把握していること	
問8	事件の課題として認識していること 及び事件を受けてとった対応策	
問9	C票との関連 (C票の相談・通報対応件数 カウントされているか。)	1) カウントされている。      2) カウントされていない。
問10	内容公表の可否	1) 報道等がされており、事案内容の公表可 2) 未公表事案であり、不可

## ハンドブック作成委員一覧

本ハンドブックにおける、判断基準票及びアセスメント票等については、平成21年度に下記委員を構成員として開催された「平成21年度 高齢者虐待対応ハンドブック作成検討会議」において作成されました。

### 【高齢者虐待対応ハンドブック作成検討会議委員】

(敬称略・順不同。役職は平成21年度のもの)

委員氏名	所属・役職
高崎 絹子	放送大学教養学部生活と福祉 教授
岸 恵美子	帝京大学医療技術学部看護学科 教授
松下 年子	埼玉医科大学保健医療学部看護学科 教授
久代 和加子	淑徳大学看護学部看護学科 教授
小長谷 百絵	東京女子医科大学看護学部 准教授
岩沢 純子	前 埼玉医科大学短期大学
吉岡 幸子	帝京大学医療技術学部看護学科 准教授
内野 聖子	埼玉医科大学保健医療学部看護学科 講師
野村 政子	行田市健康福祉部福祉課

【事務局】埼玉県福祉部高齢者福祉課高齢者虐待防止担当



# 高齢者虐待対応ハンドブック改訂版

～ 判断基準等資料 22年1月 ～

発行月：平成22年1月

発行者：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部高齢者福祉課 高齢者虐待防止担当

○電話：048-830-3251

○FAX：048-831-1901